

**地域中小企業応援ファンド
～ふくいの逸品創造ファンド～
事業助成金交付要領**

1 目的

この要領は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）が、「地域中小企業応援ファンド～ふくいの逸品創造ファンド～事業実施要領」の規定に基づき実施する助成金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 助成事業の内容

支援センターが交付する助成金交付事業の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の内容は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 県内の特色ある産業資源を活用し、顧客ニーズを的確につかんだ新商品・新サービスの開発および販路開拓にかかる取組
- (2) 県内の特色ある産業資源を活用し、顧客ニーズを的確につかみ、直近3年以内に商品化・新たに開始したサービスの販路開拓の取組

3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とする。
- (2) 「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。
- (3) 「みなし大企業」とは、以下のものをいう。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
 - ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者とする。
- (5) 「金融機関」とは、原則として、福井銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫をいう。
- (6) 「県内の特色ある産業資源」とは、別表1のほか、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。
 - ① 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品
 - ② 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
 - ③ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

4 助成事業対象者

本事業の助成対象者は、次の(1)～(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業者であること。ただし、当該年度に別表2に定める県産業労働部関係補助金等を受けた者もしくはは受ける予定の者を除く。

- (1) 福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。
 - ① 中小企業者および小規模企業者
ただし、「みなし大企業」は中小企業者および小規模企業者から除く。
 - ② 有限責任事業組合

- ③ 農業協同組合、農業協同組合連合会および農事組合法人
 - ④ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会
 - ⑤ 森林組合、森林組合連合会および木材協同組合連合会
 - ⑥ 特定非営利活動法人
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者とする。
- ① 法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用をしている者
 - ③ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ④ 役員等が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。「ふくい女性活躍推進企業」に登録申請中の場合は、「ファンド事業審査委員会」の開催までに「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。ただし、個人事業者は除く。

5 助成対象経費

- (1) 助成対象経費は、2の事業に要する経費であって、別表3に定める経費のうち支援センターが必要かつ適当と認める経費とする。
- ただし、「委託費」については当事業に要する経費の一部でなければならない。
- (2) (1)のほか、「ファンド事業審査委員会」が特に必要と認める経費とする。

6 助成金の額および助成率

助成金の額および助成率は、助成事業の内容、企業規模に応じて次のとおりとする。

助成事業の内容	企業規模	助成金の額および助成率
2 (1)	小規模企業者	1件あたり200万円を上限(助成対象経費の3分の2以内)
	中小企業者（小規模企業者を除く）	1件あたり200万円を上限(助成対象経費の2分の1以内)
2 (2)	小規模企業者	1件あたり100万円を上限(助成対象経費の3分の2以内)
	中小企業者（小規模企業者を除く）	1件あたり100万円を上限(助成対象経費の2分の1以内)

ただし、2 (1)において、助成金の額の内訳として、販路開拓に係る取組みは1件あたり100万円を上限とする。

7 助成対象期間

助成事業の助成対象期間は、助成事業を実施する期間であって、交付決定の日より12か月以内で設定できるものとし、会計年度を跨ぐことも可能とする。

ただし、2 (1)に該当する場合に限り、十分な効果を上げるために特に必要と認められる場合には、助成対象期間を24か月以内で設定できるものとする。

8 計画申請の制限

計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、他の助成事業による助成を受けることができない。

過去にふくい逸品創造ファンド事業による助成を受けた者は、事業終了後2年間は当助成事業を申請することができない。

9 助成事業の採択基準

助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものを、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) ① 助成事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- ② 助成事業の実施により、将来的に地域産業の活性化が期待できる事業であること。
- ③ 事業計画および実施方法が、本交付要領に規定する事業を遂行するために適切であり、かつ十分な成果を期待できるものであること。
- ④ 事業の予想する成果が、特定企業の利益にのみ寄与するものと想定される事業でないこと。
- ⑤ 加点項目
 - ・事業継続計画（BCP）を策定していること
 - ・経営革新計画の承認を受けていること
 - ・パートナーシップ構築宣言を行っていること
 - ・社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ「社員ファースト企業」宣言書」（「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第2号（第4条関係））の今後の取組項目欄において「(6) 賃金引上げ」を選択していること
 - ・「福井県カーボンニュートラル推進企業表彰」を受賞していること
 - ・助成事業の内容に北陸新幹線利用者や関連製品等に向けた取組を含むこと
- (2) ① 支援センターは、学識経験者、産業支援機関、国関係機関、行政等で構成する「ファンド事業審査委員会」を設置し、助成事業としての採択について諮問する。
- ② 前号に規定する委員会は、支援センターの諮問を受け、計画書の内容が次に掲げる要件の適否について審査して答申することとする。
 - i (1)の①から④の助成事業の採択基準に適合していること。
 - ii 助成事業対象者として不適当と認められる行為がなかった者であること。

なお、本交付要領に規定する事業の審査基準は、審査委員会において定める。

10 助成事業の公募およびその広報

- (1) 支援センターは、本交付要領に規定する事業について公募する。
- (2) 支援センターは、本交付要領に規定する事業に関して、助成金交付申請書の提出先、提出期限、提出書類、その他助成事業の募集に関し、必要な事項を広報するものとする。
- (3) 支援センターは、(1)について、支援センターの定期刊行物、ホームページ等への掲載など適切な方法により行うものとする。

11 助成金の交付決定の手続き

支援センターは、次の手続きにより各事業年度における助成事業の交付を決定するものとする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、金融機関、商工会議所および商工会に協議の上で、様式第1の助成金交付に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、様式第2の意見書を添え、支援センターが別に定める期日までに提出するものとする。

- (2) 申請者は、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して事業計画書を作成しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- (3) 支援センターは、事業計画書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて通知する。

1.2 助成金の交付申請

- (1) 1.1(3)による通知を受けた申請者（以下、「助成事業者」という。）は、様式第3の助成金交付申請書を、支援センターが別に定める資料を添付して、支援センターが定める期日までに提出するものとする。
- (2) 支援センターは、助成金交付申請書の提出があったときは、すみやかに助成事業者の様式第4にて助成金の交付決定を通知するものとする。

1.3 助成金の交付の条件

- (1) 支援センターは、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、助成事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。
- ① 助成事業に要する経費の配分の変更（1.4(1)に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請書により支援センターの承認を受けること。
 - ② 助成事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他助成事業に要する経費の使用方法に関すること。
 - ③ 助成事業の内容の変更（1.4(2)に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請書により支援センターの承認を受けること。
 - ④ 助成事業を中止、または廃止する場合、様式第6の助成事業中止（廃止）申請書により支援センターの承認を受けること。
 - ⑤ 助成事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は支援センターに報告し、支援センターの指示を受けること。
- (2) 支援センターは、助成事業の完了により助成事業者に相当の収益が生じたと認められる場合においては、その交付した助成金の全部または一部に相当する金額を助成事業者から徴収する旨の条件を付することができる。

1.4 軽微な変更

助成金の経費配分の変更について、事業目標を変更しない範囲で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

- (1) 単価の増減による資金総額の変更（助成対象経費の20%の範囲内の変更で助成金額に変更を生じないもの、かつ、助成対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の20%以内の変更額の増減をいう。）
- (2) 同一助成対象期間内における実施時期の変更（事業実施回数、日数の30%以内の増減および実施時期の変更をいう。）

1.5 助成金の交付決定の辞退

- (1) 助成事業者は、1.2(2)による交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に不服など、その他の理

由により交付決定を辞退しようとするときは、当該交付決定通知を受けた日の翌日から１５日以内に様式第７の助成事業交付決定辞退申請書を提出するものとする。

- (２) 支援センターは、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る助成金交付決定を取り消すものとする。

１６ 助成事業の遂行

助成事業者は、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、助成金を他の用途へ使用してはならない。

１７ 助成事業の遂行状況の報告

助成事業者は、支援センターが別に定める時期に、当該事業の遂行状況を様式第８の事業遂行状況報告書により報告するものとする。

１８ 助成事業の実績報告

- (１) 助成事業者は、助成事業の完了後、１０日以内に様式第９の助成事業（中間・完了実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。
- (２) 助成金の概算払いを希望する助成事業者は、助成金の支払いを希望する前月末日時点の実績報告書（様式第９）を提出するものとする。
- (３) 助成事業者は、(１) または (２) の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

１９ 助成金の額の確定

支援センターは、助成事業者から実績報告書の提出を受けた場合に、当該報告に係る書類の審査を行うほか、現地調査等を行うものとする。

その報告に係る書類審査および現地調査等の結果が、助成金の交付決定の内容（１３に基づいて変更を承認した場合はその承認された内容）およびこれに付された条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を様式第１０の助成金額確定通知書によって助成事業者に通知する。

ただし、１８（２）の概算払いについては、前段および様式第１０の助成金額確定通知書に記載されている「確定」を「確認」と読み替えるものとする。

２０ 助成金の請求

助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、様式第１１の精算（概算）払い請求書により支援センターに助成金の交付請求を行うこととする。

２１ 助成金の支払い

支援センターは、１９により交付すべき助成金の額を確定したのち、２０により助成金の交付請求を受けた時は、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

ただし、２０による概算払いについては、支援センターが必要と認めた場合にかぎり、１８（２）により助成事業の実施期間の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払が済んでいることを確認した上で、１９により交付すべき助成金の額を確認したのち、当該部分に係る助成金額を支払うものとする。

２２ 交付決定の取消し

- (１) 支援センターは、助成事業者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- ① 本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および助成金を他の用途へ使用した場合

- ② 助成事業に関して助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
 - ③ 支援センターの承認を受けずに、助成事業を廃止（中止）した場合
 - ④ 助成事業を遂行する見込みがないと支援センターが判断した場合。
- (2) 前項の規定は助成金の額の確定後においても適用されるものとする。

2 3 助成金の返還

支援センターは、2 2に基づき助成金の交付決定を取り消した場合には、助成事業の取り消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、助成金の返還を求められた助成事業者は、支援センターが定める期日までに返還しなければならない。

2 4 加算金および延滞金

- (1) 助成事業者は、支援センターから 2 3に基づく助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 助成事業者は、支援センターから助成金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 支援センターは、(1) および (2) においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

2 5 財産の管理及び処分

- (1) 助成事業者は、助成事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

また助成事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）において規定された耐用年数に準じた期間内に、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第 1 2 の取得財産等の処分承認申請書等により、支援センターの承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格または効用の増加価格が、5 0 万円（税抜き）未満のものはこの限りではない。
- (2) 助成事業者は、取得財産等に係る台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 支援センターは、(1) の期間中において必要があると認めたときは、助成事業者の管理状況を調査することができるものとする。
- (4) 支援センターは、助成事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく様式第 1 3 の取得財産等の処分等による収入金報告書を提出させるものとする。
- (5) 支援センターは、(1) の承認をする場合または前号の収入がある場合にあつては当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。
- (6) (1) の処分において、助成事業者が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産（設備に限る。）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）する場合は、様式第 1 2 による申請書を支援センターに提出し、その承認を受ければ助成事業者は転用に係る (5) の納付が免除される。

2 6 立入検査等

支援センターは、助成事業の適正を期すため、必要に応じて、助成事業者に対して報告させ、または支援センターが指定する者により、助成事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

2 7 助成金の経理

助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度終了の日から起算して5年間保存しなければならない。

2 8 事業成果の報告

助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、毎年2月末日を期限に、事業成果報告書（様式第14）を、支援センターに提出しなければならない。

2 9 収益納付

- (1) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年指定した期日までに、実施状況報告書（様式第15）を、支援センターに提出しなければならない。
- (2) 助成事業者が実施する助成事業により収益を生じた場合には、理事長は交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。この納付金の算出の方法は、別紙の収益納付の算定方法に掲げるとおりとする。

3 0 その他の事項

- (1) 助成事業者は、助成事業を遂行するにあたって本交付要領の定めのほか、支援センターが別途定める「中小企業等向け助成金助成事業実施の手引き」に従わなければならない。
- (2) 支援センターは、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、理事長が別に定めることができる。

3 1 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

- (1) 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税の申告により、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第16の助成金に係る消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書により、すみやかに支援センターに報告しなければならない。
- (2) 支援センターは、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- (3) 前項の返還の規定については、24の規定を準用する。

附則

(施行期日)

本交付要領は平成30年5月4日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和元年7月23日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和2年6月15日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和2年9月2日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和2年10月15日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和3年7月5日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和4年8月4日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和5年7月24日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和6年8月2日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和7年7月8日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和8年7月27日から施行する。

(別表 1)

産業資源一覧

(1) 農林水産物 (102 件)

名称
らっきょう、福井梅、サトイモ、上庄さといも、ハス（花はす）、越のルビー（ミディトマト）、福井すいか、金福すいか、福井米、富津（とみつ）甘藷、越前水仙、若狭牛、ナツメ、そば、大豆、ふくこむぎ、にんにく、たけのこ、谷田部ねぎ、しらやま西瓜、勝山水菜、黒河マナ、椿、吉川ナス、立石ナス、妙金なす、新保ナス、くぼ丸ナス、中野なす、なし、柿、熊川葛、メロン、大根、杉箸アカカンバ、河内赤かぶら、古田苧かぶら、山内かぶら、木田青かぶ、穴馬かぶら、嵐かぶら、大麦、東浦みかん、ビワ、油桐、エゴマ、さばえ菜花、自然薯、にんじん、トマト、越前水菜、越前小松菜、越前ほうれん草、一寸そらまめ、イチジク、ネギ、木田ちそ（チリメンジソ）、越前白茎ごぼう、川島ごぼう、菜おけ、しょうが、おうれん、きゅうり、ブロッコリー、ピクニックコーン、穴馬スイートコーン、五領玉ねぎ、菊、薬用作物、内浦花木、ふくいポーク、越前がに、若狭かれい、若狭ふぐ、若狭ぐじ（アカアマダイ）、鯖、小浜よっぱらいサバ、鮎、九頭竜川勝山あゆ、サクラマス、イワナ、甘えび、越前うに、若狭のかき、いか、わかめ、越前がれい（アカガレイ）、みずべこ（ノロゲンゲ）いさぎ、三方湖の鯉、フナ、北潟湖の寒ブナ、口畑青うなぎ、北潟湖の天然ウナギ、三方湖のテナガエビ、トラウトサーモン、九頭竜まいたけ、きのこ、原木しいたけ、牛乳、スギ、ヒノキ、マツ

(2) 鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術 (84 件)

名称
へしこ（魚の糠漬け）、越前そば（越前おろしそば）、水産練製品（かまぼこ、ちくわ等）、ごまどうふ、焼き鯖、半夏生さば、鯖寿司、焼き鯖寿司、醤油干し、くずまんじゅう、つるし柿、昆布加工品（おぼろ昆布、とろろ昆布等）、なれずし、ます寿司、小鯛ささ漬、すきみたら、醤油、みそ、酢、大豆加工品（とうふ、油揚げ等）、日本酒（清酒）ワイン、酒まんじゅう、乳製品、水ようかん、でっち洋かん、ばんこもち、ソースカツ井、醤油カツ井、大野のとんちゃん、勝ち山ボッカケ、ぼたん鍋、大野の名水、羽二重餅、精進料理、ボルガライス、絹・人絹織物（合成繊維長繊維織物、炭素繊維等の無機繊維織物を含む）製品、合成繊維長繊維（無機繊維を含む）ニット生地製品、編レース製品、細幅織物製品、眼鏡（枠を含む）、レンズ、プラスチック樹脂製品、金属製品、一般機械、化学製品、電子部品・デバイス製品、ふくいブランド材、福井ドライ材、越前瓦、家具建具、越前和紙、越前漆器、塗箸、若狭塗・若狭塗箸、越前打刃物、指物（越前指物）、越前箆筥、越前焼、若狭めのう細工、笏谷石、よもぎ草染、越前和蠟燭、銀杏材木工品、越前竹人形、三国箆筥、武生桐箆筥、武生唐木工芸、越前水引工芸、若狭パール、若狭和紙、うるしダルマ、武生唐木指物、鯖江木彫、油団、福井仏壇、三国仏壇、越前蓆縄、万司天神掛軸、組子指物、石田縞、研磨炭、今谷焼、須恵野焼

(3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源 (158 件)

名称
永平寺、あわら温泉、芸妓、吉崎御坊と蓮如忌、横山古墳群、櫛古墳石室、越前海岸、一乗谷朝倉氏遺跡、氣比神宮、金崎宮、蘇洞門、九頭竜湖、恐竜の化石、化石、恐竜溪谷ふくい勝山ジオパーク、平泉寺白山神社、花月楼、西山公園、舟津神社、兜山古墳、旧瓜生家住宅、王山古墳群、誠照寺、うるしの里、東尋坊、丸岡城、瀧谷寺、三國神

社、三国祭、六呂瀬山古墳群、新田義貞公募所（称念寺）、三国港（旧坂井港）突堤、いざき、旧岸名家住宅、日和山、新保春日神社、三国節、魚志楼、なんぼや踊り唄、大湊神社、三国温泉、越前陶芸村、劔神社、大谷寺・越知神社、越前温泉、三方五湖、レインボーライン、水晶浜、水中綱引き、瑞林寺（一本桜の丘）、熊川宿、たけふ菊人形、気比の松原、金ヶ崎城跡、中池見湿地、西福寺、柴田氏庭園、武田耕雲斎等墓、常宮神社、高德寺、洲崎の高灯籠、疋壇城跡、博物館通り、敦賀赤レンガ倉庫、人道の港 敦賀港、近代鉄道遺産、瓜割の滝、若狭町の古墳群、神子の山桜、水月湖の年縞、若狭湾、若狭の社寺建造物群、大野城下町、越前大野城、良縁の樹（春日神社）、御清水、本願清水、荒島岳、宝慶寺、旧橋本家住宅、刈込池、鳩ヶ湯、亀山、ひな人形、三国湊町並み、花はす公園、杣山城跡、北前船主の館 右近家、アカタン砂防堰堤群、伊藤氏庭園、今庄宿、夜叉ヶ池、木ノ芽峠 峠の茶屋番所、越前水仙の里公園・水仙ランド、九頭竜川水系、足羽山・足羽川の桜並木、越前古民家、養浩館庭園、瑞源寺、北の庄城址・柴田公園、大安禅寺、睦月神事、糸崎の仏舞、西雲寺のシダレザクラ、グリフィス記念館、まんじゅうまき、鯖街道、越前和紙の里、花筐公園、小丸城址、城福寺庭園、大塩八幡宮、大虫神社、蔵の辻、越前市武生公会堂記念館、時水、越前万歳、千年未来工芸祭、粟田部の蓬萊祀（あわたべのおらいし）、万葉菊花園、「ちひろの生まれた家」記念館、武生中央公園、かこさとしふるさと絵本館「硯」、紫式部公園、一乗滝、六呂師高原、小浜西組の町並み、足羽山、鶴の瀬、お水送り、小浜城址、山川登美子記念館、放生祭、岡津製塩遺跡、勝山左義長まつり、かずら橋、冠山、堀口家住宅、須波阿須疑神社、梅田氏庭園、水海の田楽能舞、龍双ヶ滝、千古の家、小浜藩台場跡（松ヶ瀬台場跡、鋸埼台場跡）、大島半島のニソの杜の習俗、土御門墓所、八ヶ峰、日引の棚田、若狭和田海水浴場、城山公園の明鏡洞、中山寺、音海大断崖、青葉山、万葉の里味真野苑、松岡古墳群、北潟湖、本陣飾り物、多賀谷左近三経公募所

（別表２）

県産業労働部関係補助金等

- ・ Ｕ Ｉ ターン創業補助金
- ・ 新規創業支援事業補助金
- ・ 中小企業設備投資補助金
- ・ 企業活動分析による収益力強化事業補助金
- ・ 県内産業価値づくり支援事業補助金
- ・ 産業観光ビジネス支援事業補助金
- ・ 集客力アップに向けた課題解決応援事業助成金
- ・ 伝統工芸ブーストアップ事業補助金

(別表3)

事業内容と助成対象経費について

1 対象となる事業内容

- ア 新商品開発事業
 - ・ ニーズ調査等の市場調査にかかる経費
 - ・ 新商品開発のための試作等にかかる経費
 - ・ 開発した新商品の求評活動にかかる経費
- イ 販路開拓事業
 - ・ 展示会出展など販路開拓にかかる経費
 - ・ 新商品の広報宣伝活動にかかる経費

2 助成対象経費

経費区分	経費項目
新商品開発事業	従業員旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、印刷製本費
販路開拓事業	従業員旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費

3 助成対象経費についての留意事項

① 旅費

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

運賃 交通費の実費とする。

国内旅費はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外とする。

宿泊費 実費とし、国家公務員等の旅費支給規程別表 第2に掲げる額に基づく金額（税込）を上限とする。

(国内)

都道府県	宿泊費（円/泊）
東京	21,000
京都	20,000
千葉、兵庫、福岡	17,000
埼玉、神奈川、新潟、大阪	16,000
北海道、香川	15,000
岡山、広島、熊本	14,000
山梨、長野、岐阜、長崎	13,000
青森、宮城、群馬、静岡、 愛知、三重、奈良、島根、 愛媛、高知、沖縄	12,000
秋田、茨城、栃木、富山、 滋賀、和歌山、佐賀、大分 宮崎、鹿児島	11,000
岩手、山形、石川、福井、 徳島	10,000
福島、鳥取、山口	9,000

(海外) 国家公務員等の旅費支給規程別表第2に基づく

※ 海外旅費は海外展示会出展事業のみ対象とする。ただし、2名を限度とする。

日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代、駐車場代については助成対象外とする。

② 助成対象にならない経費

- ・グループの各企業間の取引にかかる費用
 - ・保証金、敷金、保険料、公租公課
 - ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
 - ・既存事業との区分が不可能な共通経費や諸経費、一般管理費、保守管理費など、詳細が確認できない経費
- ただし、上記の経費で内訳（金額含む）があり事業遂行上必要と認められるものについては、助成対象となる場合もある。
- ・産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
 - ・直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。）
 - ・商品製造または農林水産物の生産にかかる備品購入費（機械装置等の購入費）
 - ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容等)

③ その他

- ・申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の助成対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。

収益納付の算定方法

助成事業 に要した 経費	助成金確 定額(A)	助成事業 に係る本 年度売上 額	助成事業 に係る本 年度収益 額(B)	控 除 額 (C)	本年度ま での助成 事業に係 る支出額 (D)	基準納付 額(E)	前年度ま での助成 事業に係 る累積納 付額(F)	本年度納 付額(G)

1. 「助成事業に係る本年度収益額（B）」とは、助成事業の実施成果の事業化、知的財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他当該助成事業の実施結果の他への供与による本年度の総収入額（助成事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、当該会計年度以前の収入額を加算した額とする。）から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

2. 「控除額（C）」とは、助成事業に要した経費のうち、助成事業者が自己負担によって支出した額（助成事業に要した経費 － 助成金確定額）をいう。

なお、助成事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から助成事業年度終了より前年度までの助成事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの助成事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。

3. 「本年度までの助成事業に係る支出額（D）」とは、助成事業に要した経費及び助成事業年度終了以降に追加的に要した助成事業に係る経費の合計額をいう。

4. 「基準納付額（E）」とは「助成事業に係る本年度収益額（B）」から「控除額（C）」を差し引いた額に、「助成金確定額（A）」を乗じ、「本年度までの助成事業に係る支出額（D）」で除した額をいう。

$$\text{基準納付額（E）} = \frac{(\text{助成事業に係る本年度収益額（B）} - \text{控除額（C）}) \times \text{助成金確定額（A）}}{\text{本年度までの助成事業に係る支出額（D）}}$$

5. 「前年度までの助成事業に係る累積納付額（F）」とは、前年度までの収益に伴う納付金および財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

6. 「本年度納付額（G）」とは、「基準納付額（E）」と「累積納付額（F）」の合計額が「助成金確定額（A）」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額（E）」と「累積納付額（F）」の合計額が「助成金確定額（A）」を超える場合には、「助成金確定額（A）」から「累積納付額（F）」を差し引いた残額が本年度納付額となる。

（1）助成金確定額（A）＞基準納付額（E）＋累積納付額（F）の場合
本年度納付額（G）＝基準納付額（E）

（2）助成金確定額（A）≤基準納付額（E）＋累積納付額（F）の場合
本年度納付額（G）＝助成金確定額（A）－累積納付額（F）